

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月20日

久留米市長 殿

提出者

住所 久留米市津福本町422番地  
 氏名 社会医療法人 雪の聖母会  
 理事長 井手 義雄  
 電話番号 (0942) 35-3322

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院
事業場の所在地	久留米市津福本町422番地
事業の種類	医療、福祉、医療業・病院、一般病院 (P83)
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	300 t	全処理委託量	300 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	優良認定処理業者への処理委託量	300 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	再生利用業者への処理委託量	— t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者への処理委託量	— t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 286.6 t
	前年度 284.6 t

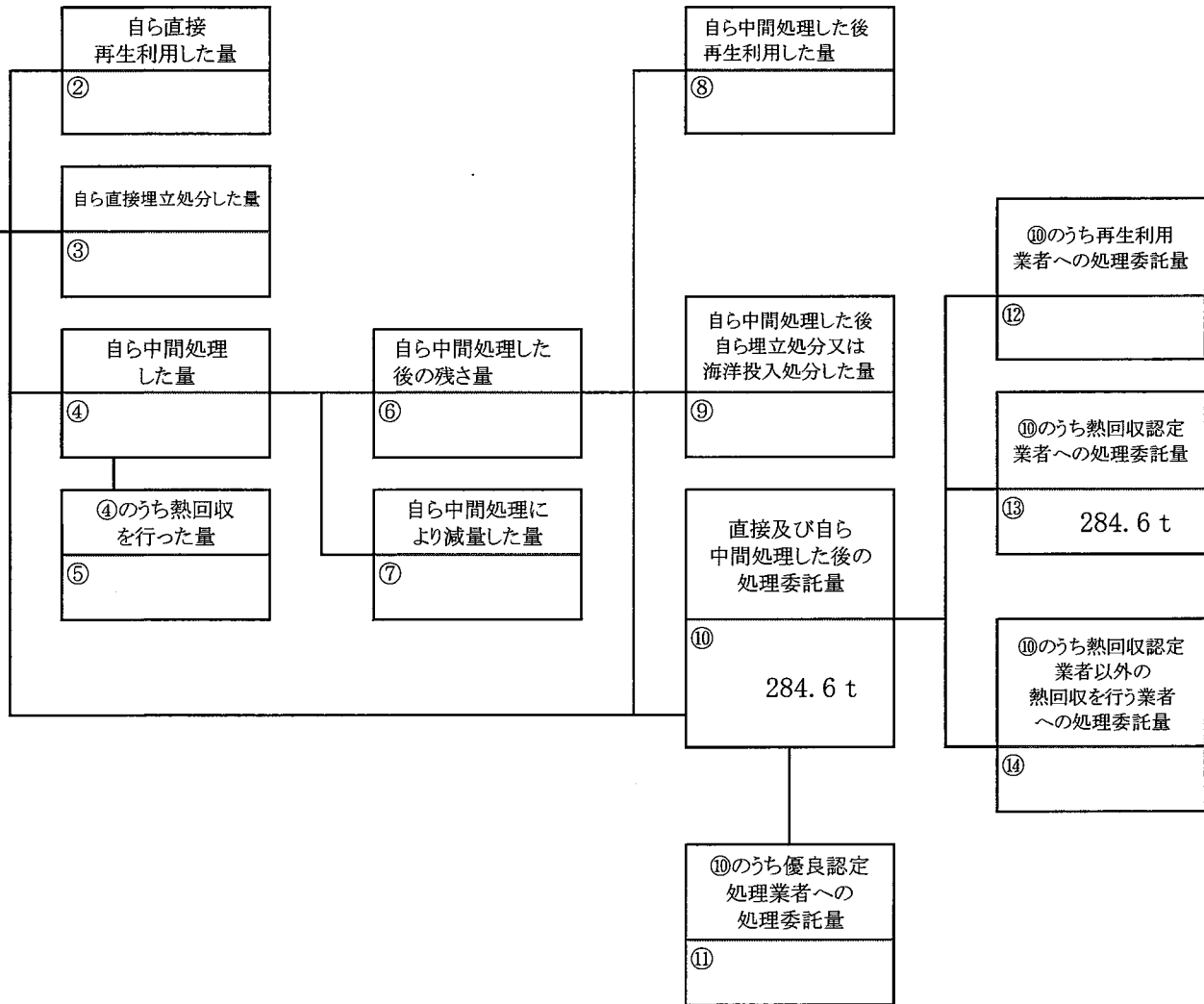
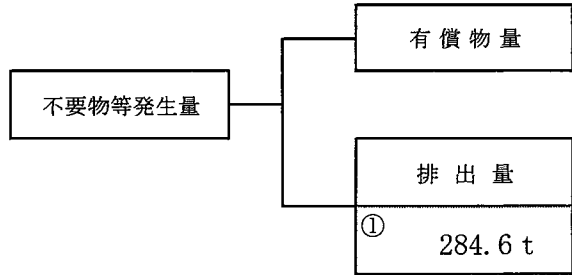
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)  
 2020年度4月1日から前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン電子マニフェストの使用が義務化されるのに伴い2018年度より電子マニフェスト(JWNET)への加入、電子マニフェスト対応処理業者と契約締結を行っている。

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 感染性医療廃棄物 )

(単位： t)



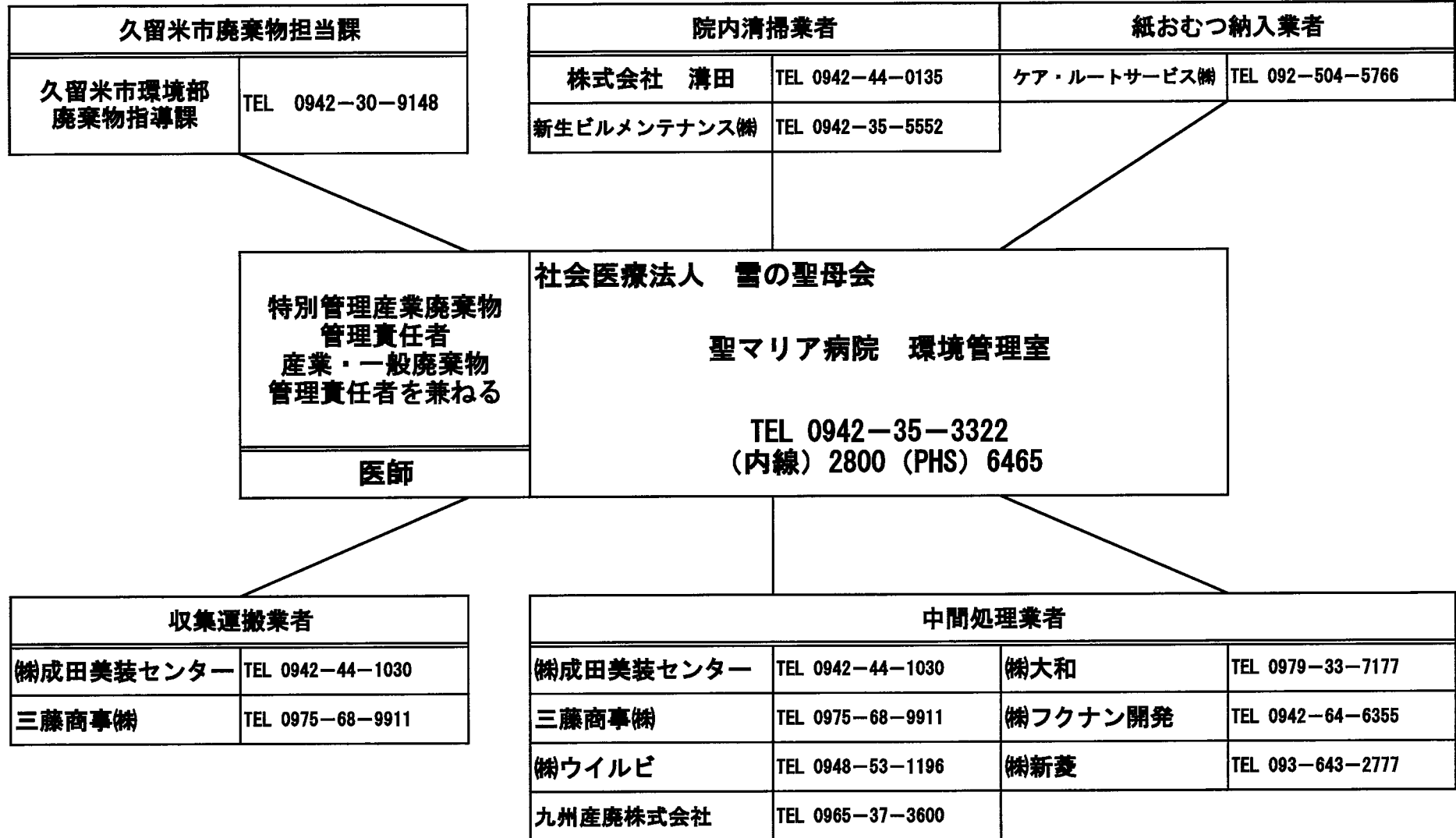
項目	実績値
① 排出量	284.6 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	
⑤ 自ら熱回収を行った量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩ 全処理委託量	284.6 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	
⑫ 再生利用者への処理委託量	
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	284.6 t
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

①感染性産業廃棄物フローシート

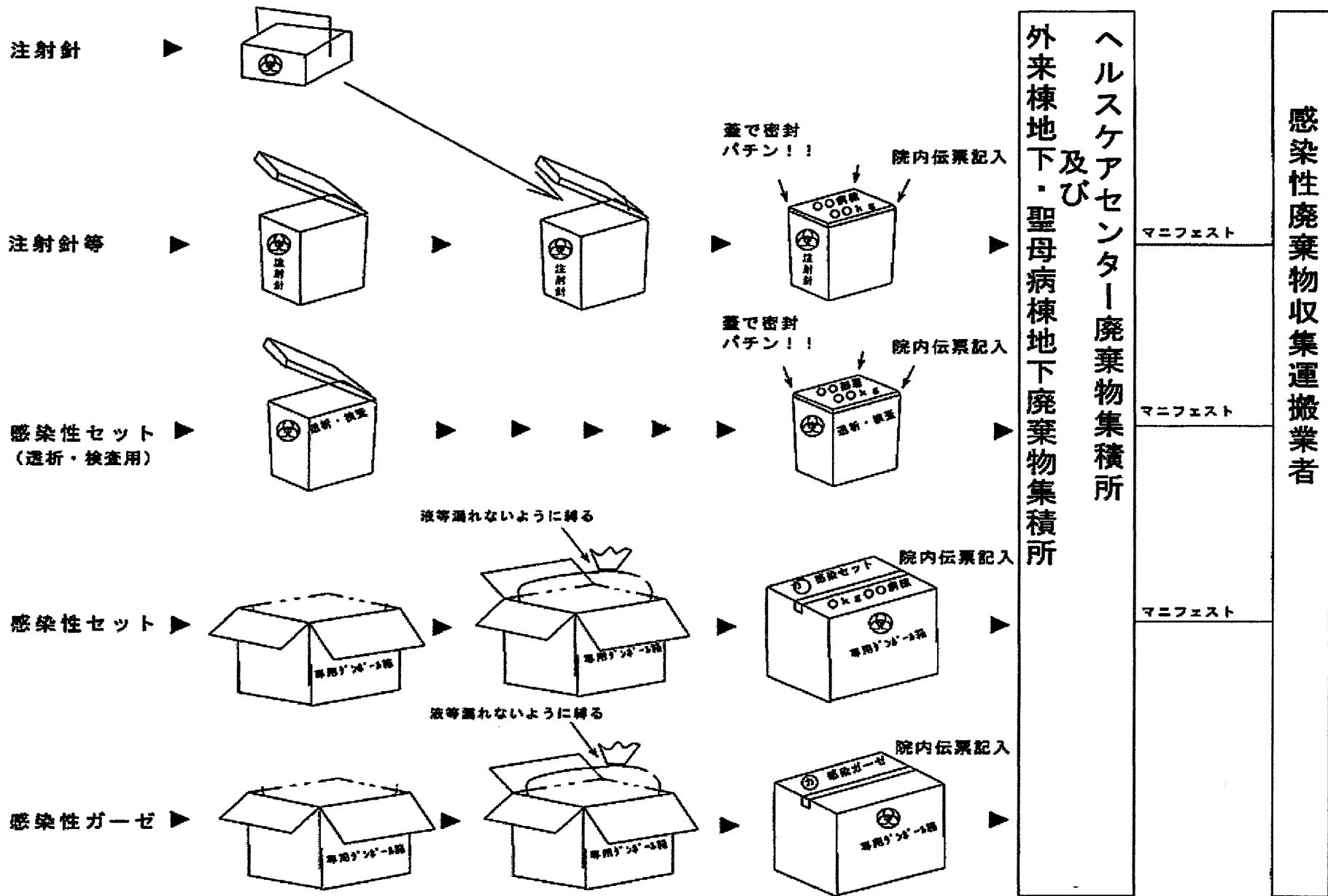
<p><b>発生源</b> 各現場</p> <p>[外来棟] 外来棟4F病棟 外来棟5F病棟 外来棟6F病棟</p> <p>[検査棟] 検査棟1F病棟</p> <p>[中央(北)棟] 浄化センター 新生児センター</p> <p>[聖母病棟] 透析室 聖母3階 ホスピス病棟</p> <p>[タワー棟] ER・PCC タワー3F病棟 タワー4F病棟 EICU ICU タワー6F病棟 タワー7F病棟 タワー8F病棟 タワー9F病棟 タワー10F病棟 タワー11F病棟 タワー12F病棟 タワー13F病棟 タワー14F病棟 タワー15F病棟 タワー16F病棟 タワー17F病棟</p> <p>[その他] 各科外来 手術室 薬剤科 内視鏡室 臨床検査室 中央材料室 聖母の家 ヘルスケアセンター</p>	<p><b>廃棄物</b></p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">感染性産業廃棄物</p>	<p><b>院内処理方法</b></p> <p>部ビ 署ニ 名ー 重ル 量袋 に 二 重 に 入 れ バ イ オ ハ ザ ー ド マ ー ク の 入 っ た 容 器 に 密 封 し 、</p>	<p><b>院内集積所</b></p> <p>聖母病棟地下・外来棟地下・ヘルスケアセンター1階</p>	<p><b>委託業者への引渡</b></p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">感染性産業廃棄物収集運搬業者</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">感染性産業廃棄物一時保管所</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">感染性産業廃棄物中間処理業者</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">感染性産業廃棄物最終処分業者</p>
	<p>病院職員 バイオハザードマーク確認</p>	<p>毎日・日祭日除く 08:50~10:30 病院職員搬入 環境管理室立会 (院内伝票受取)</p>	<p>月・水・金曜 08:50~10:30 環境管理室立会 電子マニフェスト登録</p>	<p>車両 (保冷車)</p>	<p>車両 (保冷車)</p>	<p>車両</p>	

## ②緊急時の連絡体制

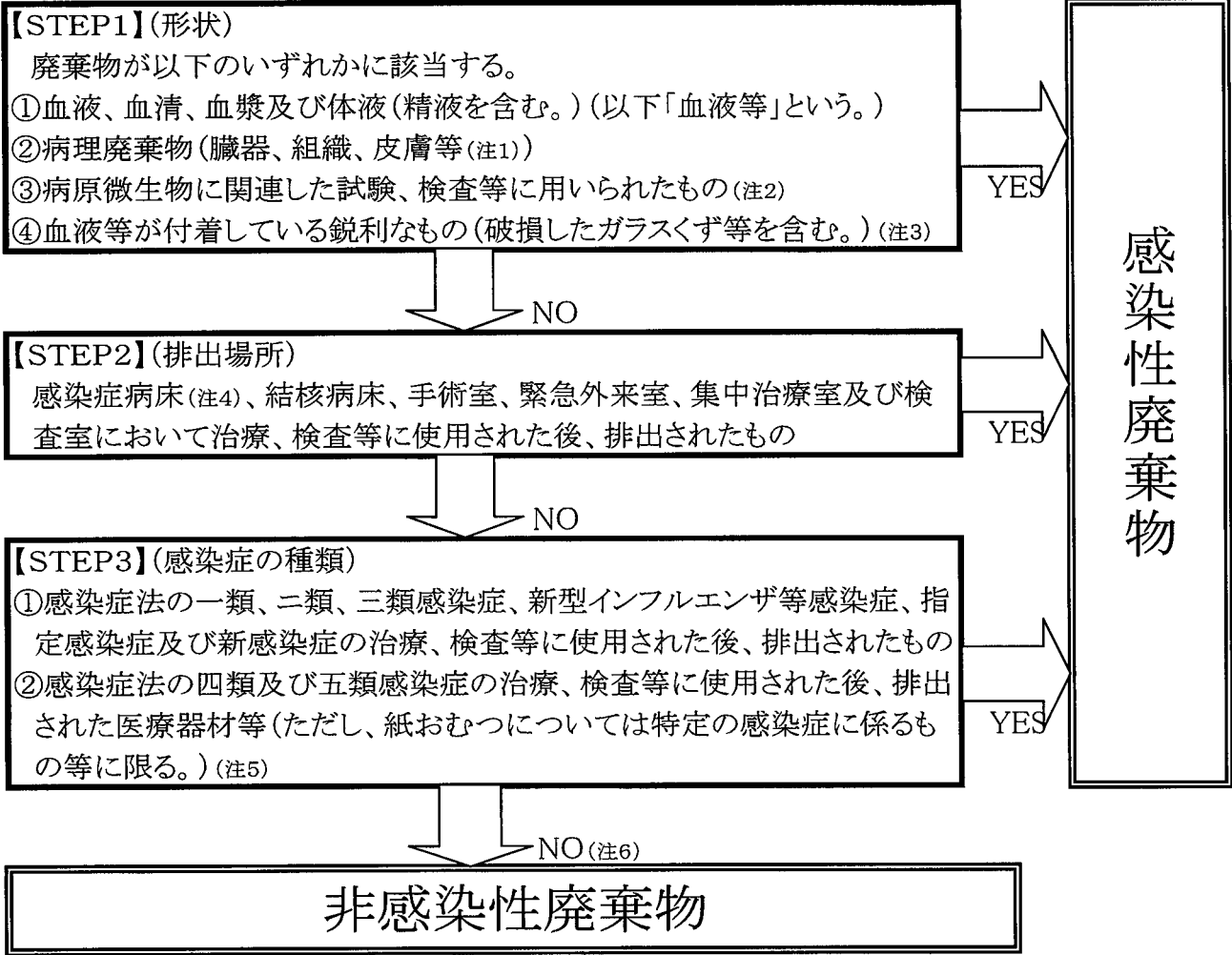
### 緊急時の連絡体制



### ③感染廃棄物処理方法



## ④ 感染性廃棄物の判断フロー



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。  
 ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等  
 ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院処置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿)、紙おむつ、標本(検体標本)等  
 なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参考1参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

## ⑤ 医療廃棄物の分別方法(院内伝票記入欄)

※血液等とは、血液・血漿・血清・尿・便・喀痰・胃液・骨髓液・精液・胸水・腹水・分泌液等の体液をいう。

廃棄物の分類	廃棄物名	色※注	容 器	種 類 名
感染性産業廃棄物	注射針	イエロー	ポリペール(30%)	血液等の付着した鋭利な物 【注射針、メス(替刃含む)、ランセット、採血管等】 血液等の付着した注射器、 ガラス製アンプル、割れたガラス等 抗癌性腫瘍剤の付着した物
	感染性セット	オレンジ	ポリペール(30%)	透析器具、血液等の検体容器、培地等
ダンボール箱(30%・60%)			血液等の付着した医療用器具等 【輸血セット、ディスポーザブル器具類、尿パック、 ウロパック、ドレーンパック、ディスポ手袋、シャー レ、スライドグラス、凝固した血液、ビニールエプロン 等】	
感染性一般廃棄物	感染性ガーゼ	オレンジ	ダンボール箱(30%・60%)	血液等が付着した紙及び布製の物 【紙オムツ、酒精綿、濾紙、ガーゼ、包帯、ガウン、 シーツ、マスク、帽子、綿球、絆創膏等】
産業廃棄物	医療用プラスチック	/	ポリペール(50%)	混注に使用した注射器
			ビニール袋	医療用で血液等の付着していないプラスチック製及びビニール製の物 【点滴ボトル、点滴チューブ、アンプル等】
	医療用ガラス	/	ビニール袋	医療用で血液等の付着していないガラス製品で250ml以上の物【点滴瓶、ギプス、シーネ等】 医療用で血液等の付着していないガラス製品で250ml未満の物【バイアル瓶等】

※注: バイオハザードマークの色

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。